

6. 普通徴収とする異動事由に該当するとき

必要書類： **特別徴収に係る給与所得者異動届出書** 記入例3 (P7)

内容	ご注意ください
通知があった税額が毎月の給与から引ききれないとき等	切替できる異動事由に該当する場合に限り 異動届出書を提出してください。普通徴収に切替え本人に通知します。

- すべての従業員の方（短期雇用者、アルバイト、パート、役員を含む）は、地方税法第321条の3及び庄原市税条例第44条に基づき、原則として特別徴収をしていただきます。事業所や従業員の方の希望では普通徴収に切替えることができません。
- 広島県で普通徴収に切替えることができる異動事由は以下のとおりです。都道府県によって事由が異なる場合がありますのでご注意ください。
 - 退職や休職等で給与の支給が無くなった方
 - 給与が少額で、特別徴収しきれない方（例：年間支給額が93万円以下）
 - 給与が毎月支給されない方（不定期支給）
 - 他の事業所から特別徴収されている方（乙欄）
- 年度当初の通知で、特別徴収を予定していない従業員の方が記載されている場合は、例年1月末までに提出いただく給与支払報告書が特別徴収分となっていることが考えられますので、**普通徴収に該当する場合は、必ず普通徴収分として提出してください。**また、5月末までに退職された場合は速やかに異動届を提出してください。

7. 事業所の名称等に変更があるとき

必要書類： **特別徴収義務者の名称所在地等変更届出書** 記入例7 (P9)

（特別徴収開始切替申請書 ・ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書）

内容	ご注意ください
所在や名称を変更するとき	変更の内容を正確に記入してください。
合併等により新たな法人を設立、または分割したとき	変更届出書のほか、従業員の方の就職、退職または転勤がある場合は、開始切替申請書または異動届出書も提出してください。指定番号を変更する場合がありますのでご注意ください。
法人が解散や休眠するとき	変更届出書のほか、従業員の方の退職、転勤がある場合は、異動届出書も提出してください。
通知の送付先を変更するとき	変更届出書を提出してください。なお、様式の「備考」欄に送付先の変更である旨を明記してください。

- 法人の変更内容が、代表者の変更だけの場合届出は不要です。